

生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費
一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書

東日本大震災により被災した国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者等に対する医療費の一部負担金免除の「特例措置」は2012年9月30日で打ち切られました。

2012年10月以降は各保険で規定されている災害等による減免への財政措置での対応となり、国の財政支援は10割から8割に削減され、残る2割を被災自治体が負担し、2013年3月31日まで減免を行うことになりました。

一方、協会けんぽに加入する被災者に対する医療費の一部負担金免除は9月30日で打ち切られました。また、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料免除も打ち切れ、10月から保険料負担が発生しています。

被災地では、雇用確保や生活再建が進まない中で、生活環境の変化による体調の悪化、介護や支援が必要となる被災者もおり、医療費の一部負担金免除が区切られては安心して医療機関に受診できなくなるおそれがあります。

つきましては、国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者等の医療費一部負担金の免除措置を、2013年4月1日以降国の全額負担で継続することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年12月18日

名取市議会議長 山田 龍太郎

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
厚生労働大臣 殿
復興大臣 殿